明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○獣医師法施行規則の一部を改正する省令（農林水産五〇）　一
〔告　示〕
○公営住宅法施行規則第二十三条に規定する率を定めた件（国土交通一〇四二）　二
○改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定めた件（同一〇四四）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
特定計量器型式承認、弁理士登録関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五

会社その他
会社決算公告

省　令

○農林水産省令第五十号

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第二十二条の規定に基づき、獣医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

獣医師法施行規則の一部を改正する省令

獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六号様式を次のように改める。

第６号様式

獣医師法第22条の届出書

（平成　年12月31日現在）

(1) 登録番号	第				
(3) 登録年月日	1 平成 2 昭和　年　月　日 3 大正	(4) 生年月日	1 平成 2 昭和　年　月　日 3 大正 4 明治	(2) 本籍地の属する都道府県名	都道府県
(5) ふりがな 氏名		(6) 性別			男・女
(7) 現住所	〒□□□－□□□□ 都道府県　市郡　区　町村		電話（　－　－　）		

(8) 主たる職業　((9)から(11)までの各項目について最も該当するもの一つを○で囲むこと。)

(9) 業務の種類	(10) 業務の内容	(11) 勤務先
I 産業動物診療 i 牛　ii 馬 iii 豚　iv 鶏 v その他 II 小動物診療 i 犬　ii 猫 iii 小鳥 III I及びII以外の診療 IV 診療以外の業務であって獣医学上の知識を必要とするもの	1 自ら開設する診療施設において診療の業務に従事（開設者又は法人代表者） 2 他の者が開設する診療施設において診療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従事 4 他の者に雇用され往診のみによって診療の業務に従事 5 行政事務に従事 ア 農林畜産環境　イ 公衆衛生 ウ エ その他	01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人 08 国立大学法人 09 私立学校